

大阪広域水道企業団工業用水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程のあらまし

- 1 事業者の利便性向上や事務の簡素化を図るため、工事申込書等において押印を要しないこととし、その他所要の改正を行います。
- 2 この規程は、公布の日から施行します。